

我が国の知的財産戦略の推進に関する これまでの歩みについて

中内大介*

抄録 本稿では、知財立国宣言がなされた2002年以降の知的財産戦略の軌跡の一端について、その推進体制と枠組み、そして具体的な知的財産戦略の推進事例を紹介することで、今後の知的財産戦略の推進に向けた示唆を得たい。具体的には、我が国の知的財産戦略を推進する中心的な役割を担う知的財産戦略本部及び知的財産戦略推進事務局の設置経緯、我が国の知的財産戦略を推進する枠組みの両輪である、中短期で取り組むべき事項を記載した、毎年策定される知的財産推進計画と、中長期の知的財産戦略を定めたビジョン（知的財産戦略大綱、知財政策ビジョン、知財戦略ビジョンほか）、そして、具体的な知的財産戦略の推進例として、新たな情報財検討委員会に関する経緯とその後について、取り上げる。

目次

1. はじめに
2. 知的財産戦略の推進に関する体制－知的財産戦略本部及び知的財産戦略推進事務局の設置経緯－
3. 知的財産戦略に関する中長期ビジョンと知的財産推進計画について
 3. 1 知的財産戦略大綱（2003年～2006年）
 3. 2 知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について（2006年～2009年）
 3. 3 第3期知的財産戦略の基本方針（2009年～2013年）
 3. 4 知的財産政策ビジョン（2013年～）
 3. 5 知的財産戦略ビジョン（2018年～）
4. これまでの知的財産戦略の推進例－新たな情報財検討委員会を例に－
 4. 1 新たな情報財検討委員会に関する経緯
 4. 2 新たな情報財検討委員会に関するその後
5. おわりに

識者とともに、省庁横断的に取り組んできた。特許審査体制の強化（FA11の達成等）、紛争処理機能の強化（知財高裁設立等）、オープンイノベーションの推進、中小・ベンチャー企業への知財活用支援強化等、数え上げればキリがない。そうした積み上げられてきた一つ一つの施策について、多くの人的、物的資源が投下されてきた。多くの情熱と努力が注がれてきた。その関係者の一人一人の思いについて、知ることはできないが、これまでの取組の軌跡を辿り、整理することで、思いを馳せてみたい。

本稿では、知財立国宣言がなされた2002年以降の知的財産戦略の軌跡について、政府の取組を中心に、その一端を整理し、紹介したい。

なお、本稿で示した見解はすべて筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織としての見解を示すものではない。

1. はじめに

2002年の知財立国宣言以来、我が国は、知的財産政策に関する重要課題について、産学の有

* 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
Daisuke NAKAUCHI

2. 知的財産戦略の推進に関する体制 —知的財産戦略本部及び知的財産 戦略推進事務局の設置経緯—

平成14年2月、小泉純一郎総理（当時）は、第154回通常国会の施政方針演説で「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」と表明し、知的財産の重要性に言及するとともに、歴代総理として初めて「知的財産立国」というコンセプトを打ち出した。

同年3月に設置された知的財産戦略会議では、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにする「知的財産戦略大綱¹⁾」を同年7月に取りまとめた。「知的財産戦略大綱」には、知的財産立国の形成に関する施策の迅速かつ重点的な推進を図るため「知的財産戦略本部」を設置することなどを定める「知的財産基本法」を制定すべきとの提言も含まれている。

その後、知的財産基本法が同年12月に公布、平成15年3月に施行され、以降、我が国の知的財産政策は、同法に基づき、我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、知的財産戦略本部において知的財産推進計画を毎年策定し、その実施を推進することにより進められている。

知的財産戦略本部は、内閣総理大臣を知的財産戦略本部長、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略担当）、内閣官房長官、文部科学大臣、経済産業大臣を知的財産戦略副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とするとともに、知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する学識経験者、弁護士、経営者等の有識者が本部員として任命されている。

知的財産戦略推進事務局は、知的財産戦略本部の事務局として内閣府に置かれ、

- ・知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「知的財産推進計画」）を作成し、並びにその実施を推進すること（知的財産基本法第25条第1項）
- ・知的財産推進計画に記載した施策のほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整（知的財産基本法第25条第2項）

に関する事務を処理している。

3. 知的財産戦略に関する中長期ビジョンと知的財産推進計画について

我が国における、知的財産政策の策定・実施は、毎年、策定される実施すべき事項を記載した知的財産推進計画と、中長期の知的財産戦略を定めたビジョン（以下、「中長期ビジョン」）の両輪によって、戦略的にかつ着実に推進されている。

知的財産推進計画は、2003年に知的財産戦略



図1 知財戦略に関する中長期ビジョンの経緯

本部が設置されて以来、毎年、策定されている。中長期ビジョンは、その名称と形式を変えながら、適時、策定されている。次のとおり、これまで策定されてきた中長期ビジョンを紹介する。

3. 1 知的財産戦略大綱(2003年～2006年)

2002年7月に知的財産戦略会議によって策定された知財戦略大綱は、「今後、我が国の国富の源泉となる知的財産の創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、我が国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにし、さらには、我が国の明るい未来を切り拓く政府の決意を表明するとともに、その実現に向けた国民各層の理解と参画を求めるものである」ことと掲げ、この大綱に基づいて、政府は2005年度までの3年間を目途に、知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施することとされた。

同大綱は、現状と課題として「我が国の産業競争力低下への懸念、知財創造サイクルの確立の必要性」の認識の下、知的財産立国の実現に向け「「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり」であることを掲げ、その実現に向けた戦略として(1)創造戦略、(2)保護戦略、(3)活用戦略、(4)人的基盤の充実、に関する総合的な取組が必要とした。

後に、この期間は第1期とされ、特許審査や知的財産紛争処理などに係る基本的な制度を整備、多くの法令・指針等の制定・改正を実施、そして、産学官の協力体制を整備、がこの期間の特徴とされた。

3. 2 知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について(2006年～2009年)

知的財産戦略本部は、知的財産基本法の附則第2条「政府は、この法律の施行後三年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との規定に基づき、同法施行後3年を迎える2006年2月末を目途に、同法の施行状況の検討が求められていた。そのため、知的財産戦略本部は、同本部の下に設置された専門調査会における検討結果を踏まえ、2006年2月「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について²⁾」を決定した。

この決定では、それまでの3年間の成果を整理するとともに、次の3年間の第2期と定め、取組むべき特徴として「これまでの改革の成果を踏まえ、知識社会の本格化に向け、知的財産立国の実効を上げる。知的財産を活用した国際競争力強化を実現。新たな課題に対応した制度整備。実施された制度整備の有効性を検証し、必要な改正を実施」と位置付けた。

3. 3 第3期知的財産戦略の基本方針(2009年～2013年)

第2期(2006年～2009年)の終了に際し、知的財産戦略本部に設置された専門調査会は、これまでの知的財産政策に関するレビュー、及び、第3期(2009年～2013年)における知的財産戦略の基本方針の在り方について検討を行い、「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について³⁾」(2009年3月)の報告書を取りまとめた。

2009年4月、知的財産戦略本部は、同報告書を踏まえ、「第3期知的財産戦略の基本方針」を決定し、同基本方針の3つの柱として(1)イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉、(2)グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉、(3)ソフトパワー産業の成長戦略の推進〈Promotion of Soft Power Industries〉を据えた。

同方針では、これまでの取組について、「総じて、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改

革・体制整備に結実しおおむね成果を上げ、我が国の経済や文化の発展に寄与しているということができる。」との評価を下す一方、「権利保護のみに注力するのではなく、知的財産をいかに効果的に経済的価値の創出に結び付けるかという視点を重視しつつ知的創造サイクルの好循環をより拡大・進化させることが重要」とした。この基本方針から、これまでの知的財産権主体の取組から、「価値の創出」の取組へ、政府における知的財産戦略の取組の幅を広げることを明示したと言える。

また、第3期においては、政策の実効性、効率性及び透明性を確保する観点から、政策目標及び評価指標を設定し、その達成状況を評価した上でさらに必要な施策を講ずるという政策評価マネジメントを実行することが適当であるとされた。

また、この間、2012年12月にクールジャパン戦略担当大臣が置かれ、日本の文化・産業の世界進出促進、国内外への発信などの政策を企画立案及び推進の一層の強化を図っている。

3. 4 知的財産政策ビジョン（2013年～）

第3期知的財産戦略の基本方針の実施期間が終わりに近づいた2012年12月、知的財産戦略本部の下に「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ」が設置され、過去10年の知的財産推進の取組の検証を行うとともに、今後10年の知的財産政策のビジョン⁴⁾の策定に向け、検討が開始された。

同ワーキンググループの設置に関する資料には、その開催趣旨について、以下のように記載されている。

「平成14年、知的財産戦略会議により、知的財産立国実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」を策定されたが、それから10年を経過した現在、知財立国に向けた取組は道半ばである。

予想をはるかに超えるスピードで進むグローバルネットワーク化、新興国の台頭を背景とする各国間での知財システム競争の出現、知財の保護から活用への視点の転換及び知財マネジメント人材の育成の喫緊性の高まりといった環境変化がここ10年で生じており、今後我が国がどういう対応をするかが喫緊の課題となっている。

このため、知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会及びコンテンツ強化専門調査会の下に、知的財産に関する有識者による「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、これまでの10年間の取組を点検した上で、今後の10年を見据え、環境変化への柔軟な対応も念頭に置きつつ、我が国のソフトパワーも含めた国力強化という視点に立った「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた検討を行うこととする。」

同ワーキンググループは合計4回開催され、2013年6月に、知的財産戦略本部にて「知的財産政策ビジョン」が決定された。同ビジョンでは、今後10年を見据えた取組として、次の4つを柱に据えて展開している。①産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備、④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化。

特にコンテンツ関連の施策については、国全体が意識を共有し、実効的な政策を強力に推進していくため、「コンテンツ創造立国」を宣言することにより、我が国が一体となってコンテンツ産業の国際競争力の強化を志向していくこととされた。

なお、同ビジョンでは、10年後を見据えた知財政策に関する長期ビジョンを策定する必要性について言及するとともに、将来を見通す困難性についても触れ、必要に応じた同ビジョンの

柔軟な見直しの検討について言及している。

知財政策ビジョンが知的財産戦略本部にて決定された同日、「知財政策に関する基本方針」が閣議決定された。同方針では、次の3つの目標を掲げつつ、同ビジョンに基づき知的財産に係る施策を実施していくことが決定された。

- ・これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。
- ・アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- ・世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

3. 5 知的財産戦略ビジョン (2018年～)

2017年12月、「2025年～2030年頃を見据え、中長期の社会・経済の変化に対応する今後の知財システムの在り方に関する調査・検討を行う」ことを目的として、知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会が設置された。これは、「ビッグデータ、人工知能、IoT関連技術に牽引される第4次産業革命」、「イノベーションが供給主導から需要主導に大きく変質」、「モノからコト消費へと比重が移りつつあり、また、所有や交換より共感やシェアリングを志向する人々が増加」、「2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が今や世界の共通語として認知」、「今後が期待される新しい技術であるブロックチェーン技術、量子コンピューティング技術、ゲノム編集技術」、「我が国では訪日外国人が約2,800万人に達し、2012年の3倍以上」といった、2013年に策定された「知的財産政策ビジョン」

の想定を大きく超えた異次元での変化が進行しているため、検討を開始したものである。同専門調査会は、委員をグループに分け、ポストイットを利用して討議し、全体で発表・議論する「グループディスカッション形式」を採用し、会議における発言を引用する場合は発言者が特定されないようにする「チャタムハウスルール」の下、活発な議論がなされた。

2018年6月、計6回の専門調査会での検討を経て取りまとめられた「知的財産戦略ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～⁵⁾」が、知的財産戦略本部において決定された。同ビジョンは、次の第1.～第5.から構成されている。「第1. 将来の社会変化につながると考えられる現在の環境変化や兆候」の認識に基づいて、「第2. 現在の兆候から予測される将来の社会像～人が幸せになる未来を作ろう～」を予測し、「第3. 将来における「価値」とそれを生む仕組み」を構想し、日本の強みとして「第4. 日本の特徴を活用して価値をデザインし、世界へ発信する」ことを踏まえつつ、目指すべき社会として掲げた「価値デザイン社会」に向けて「第5. 将来の「仕組み」に向けて今後の検討が必要な課題」について提示している。

4. これまでの知的財産戦略の推進例 —新たな情報財検討委員会を例に—

ここまで、我が国の知的財産戦略を推進する体制、枠組みについて紹介してきた。本章では、具体的な検討事例の経緯を追うことで、その体制、枠組みがどのように機能したかについて示唆を得たい。ここでは、新たな情報財検討委員会（2016年10月に第1回開催）に関する検討を例にする。

4. 1 新たな情報財検討委員会に関する経緯

(1) 知的財産政策ビジョンにおける関連する記載

知的財産政策ビジョンが策定された2013年では、「ビッグデータビジネスの振興」に関し、「デジタル・ネットワーク社会の進展に伴い、多様で膨大なデジタルデータがネットワーク上で生成、流通、蓄積されるようになり、いわゆるビッグデータの存在感が高まっている」との現状認識の下、取組むべき施策として「情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護などと利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルールなどの事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術などのデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む」ことが掲げられた。

(2) 次世代知財システム検討委員会の報告書における関連する記載

知的財産政策ビジョンを踏まえ、2015年11月、IoT、BD(ビッグデータ)、AI(人工知能)などデジタル・ネットワークの発達を最大限に活用することで、新たなイノベーションを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムのあり方について検討を行うことを目的として、次世代知財システム検討委員会が設置された。

2016年4月、合計8回の会合を経て、報告書⁶⁾が取りまとめられた。報告書では、デジタル・ネットワーク時代の知財システムに関する検討の方向性として新たなイノベーションに柔軟に対応するとともに、日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出を図る観点から、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用の特徴を踏まえた対応の必要性に鑑み、一定の柔軟性のある権利制限規定について検討を進めること、また、新たな情報財の創出と知財システムに関する検討の方向性として、市場に提供されることで生じた価値などに着目しつつ、一定の「価値の高い」AI創作物について、それに関与する者の投資保護と促進の観点から、知財保護のあり方

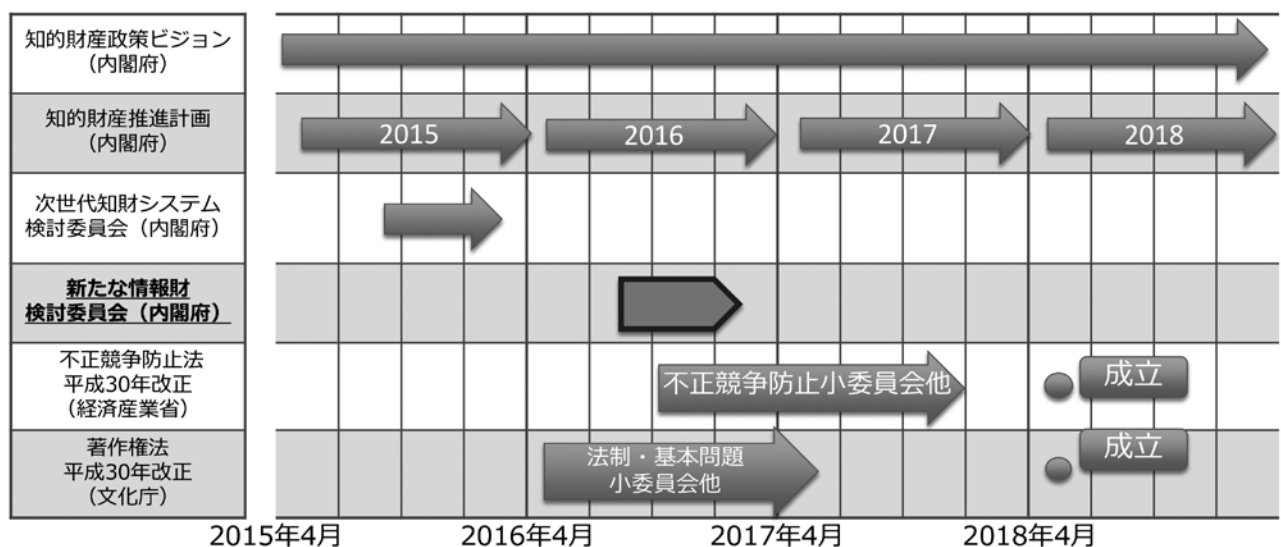


図2 新たな情報財検討委員会に関する経緯

について具体的な検討を行うことが示された。

(3) 知的財産推進計画2016における関連する記載

2016年5月に決定された知的財産推進計画2016⁷⁾では、次世代知財システム検討委員会の報告書を踏まえ、「〈新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築〉(人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討) AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う」こととされた。

(4) 新たな情報財検討委員会

2016年10月、知的財産推進計画2016で具体的に検討を行うとされた新しい情報財について、今後、その利活用が、小説、音楽、絵画などのコンテンツ産業に限らず、その他産業(製造業、農業、広告宣伝業、小売業、金融保険業、運輸業、健康産業など)にも波及することが想定され、その基盤となる知財システムの構築を進めることが産業競争力強化の観点でますます重要になってきていることを踏まえ、データやAI(AI学習のプロセスや生成物)などの新たな情報財の利活用促進の基盤となる知財システムの在り方について、第1回の新たな情報財検討委員会が開催された。

2017年3月、合計7回の委員会を経て、報告書-データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて⁸⁾が取りまとめられた。同報告書では、データ利活用促進のための知財制度の在り方とAIの作成・利活用促進のための知財制度の在り方に関し、「具体的に検討を進め

ることが適当な事項」として、次の3点を含む提言がなされた。

① データ利用に関する契約の支援

契約の締結を促しかつその内容を適正なものとする観点から、価値あるデータの利用に関する契約ガイドライン等を策定することにより、データ利用とデータ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進めることが適当である。

② 公正な競争秩序の確保

価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当である。

③ 学習用データの作成の促進に関する環境整備

我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進めることが適当である。

4. 2 新たな情報財検討委員会に関するその後

(1) 知的財産推進計画2017

2017年5月に知的財産戦略本部にて決定された知的財産推進計画2017⁹⁾では、上記①~③に対応する形で、以下の項目が盛り込まれている。

(データ利用に関する契約の支援)

・データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適正なものとする観点から、データ創出への寄与度等に応じて適正に利用権限等に関して取り決めるための留意点を整理し、契約ガイドライン等を策定することにより、データ利用に関する契約の在り方について具体的に検討を進める。

(公正な競争秩序の確保)

- ・価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への法案提出を視野に、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速させ、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。

(学習用データの作成の促進に関する環境整備)

- ・我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討を進める。

(2) 不正競争防止法平成30年改正：限定提供データ、技術的制限手段等

2016年12月より、経済産業省にて産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、合計15回の審議が行われた。その間、2017年5月に、第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討の中間とりまとめ¹⁰⁾が、2018年1月にデータ利活用促進に向けた検討の中間報告¹¹⁾が策定・公表された。

同中間とりまとめでは、データ保護制度に関する検討の視点として、新たな情報財検討委員会報告書で示された「利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない」との方向性等を踏まえることが重要であるとされた。さらに、同中間報告は、知的財産推進計画2017に記載された「安心してデータをやり取りできる環境整備のため、不正競争防止法改正を視野に入れた検討」等を踏まえて、取りまとめられた。

2018年5月第196回通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立した。同法改正では、①限定提供データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設をするとともに、②技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化、③証拠収集手続の強化が整備された¹²⁾。

(3) 著作権法平成30年改正：デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

2016年度、文化庁にて開催された文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等について審議がなされ、2017年2月の同小委員会にて、法制・基本問題小委員会中間まとめ(案)¹³⁾が提示された。同中間まとめ(案)では、人工知能(AI)の開発のための学習用データに関する柔軟な権利制限規定に向けた記述は見られなかった。その後、2017年4月に、再度、同小委員会が開催され、法制・基本問題小委員会報告書(案)¹⁴⁾が提示されるとともに、参考資料として、新たな情報財検討委員会報告書(抜粋)が提出された。同報告書(案)では、前回の同小委員会提示された中間まとめ(案)から、新たな情報財検討委員会報告書に示された学習用データの作成の促進に関する環境整備の考え方が追記された。法制・基本問題小委員会における報告書¹⁵⁾は、文化審議会著作権分科会にて諮られ、同年4月に、同分科会報告書¹⁶⁾へと盛り込まれ、取りまとめられた。

2018年5月、第196回通常国会において、「著作権法の一部を改正する法律」が成立した。同改正法では、同分科会報告書等を踏まえ、通常権利者の利益を害しないと考えられる行為類型(例えば、人工知能(AI)の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等)について、適切な柔軟性を持たせた

規定が整備された¹⁷⁾。

5. おわりに

本稿では、我が国の知的財産戦略の推進体制及び知的財産戦略を推進する枠組みである中長期ビジョンと知的財産推進計画について紹介した。さらに、数ある検討体制の中から、新たな情報財検討委員会について、その経緯とその後について取上げた。

今回、本稿を執筆するに当たり、数多くの会議資料や報告書に目を通した。いずれも、法律制度の整備、施策の企画立案を担うに足る質の高いものばかりであった。これらを支えるのは、委員として名を連ねる有識者、事務を担う政府職員、そして、緑の下の力持ちとして奮闘している表に名前が出ることのない数多の関係者の方々である。

今後の知財戦略の推進にあたっては、こうした限られた物的、人的資源を無駄なく最適配分するとともに、戦略的に活用することで、幅広く共感が得られるような魅力的で効果的な知財戦略を推し進め、活力ある経済社会の実現に向けて取組んで行くことを期したい。

注 記

- 1) 知的財産戦略会議（2002）「知的財産戦略大綱」
- 2) 知的財産戦略本部（2006）「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」
- 3) 知的財産戦略本部（2009）「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について」
- 4) 知的財産戦略本部（2013）「知的財産政策ビジョン」
- 5) 知的財産戦略本部（2018）「知的財産戦略ビジョ

ン」

- 6) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 次世代知財システム検討委員会（2016）「次世代知財システム検討委員会報告書」
- 7) 知的財産戦略本部（2016）「知的財産推進計画2016」
- 8) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会（2017）「新たな情報財検討委員会 報告書」
- 9) 知的財産戦略本部（2017）「知的財産推進計画2017」
- 10) 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会（2017）「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」
- 11) 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会（2018）「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」
- 12) 経済産業省 知的財産政策室（2018）「不正競争防止法平成30年改正の概要（限定提供データ、技術的制限手段等）」
- 13) 文化庁 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会（2017）「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ（案）」
- 14) 文化庁 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会（2017）「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書（案）」
- 15) 文化庁 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会（2017）「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書」
- 16) 文化庁 文化審議会 著作権分科会（2017）「文化審議会著作権分科会法制報告書」
- 17) 文化庁（2018）「著作権法の一部を改正する法律概要説明資料」

（原稿受領日 2019年3月14日）